

第12章 証券税制

1. 欧州における資本所得課税の動向 近年の欧州諸国における個人所得課税の共通の特徴は、利子、配当、株式キャピタル・ゲインといった資本性の所得に対して低率の分離課税が適用される点にある。こうした潮流は、グローバル化の進展を背景に1980年代後半から90年代前半にかけてデンマークなどの北欧諸国で導入された、資本所得税を累進的な労働所得税から切り離した「二元的所得税 (Dual Income Tax)」に始まる。その後、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドでの二元的所得税の定着を受けて、オランダも01年にこれに類似する「ボックス税制」を導入した。ドイツでは、個人が受け取る金融所得に対して09年から一律25%で源泉分離課税されることになった。フランスでも、同様の金融所得には従来、総合課税が原則であったのが、18年から30%の単一税率が適用され始めている。同様に、他の欧州諸国の個人所得税も、「部分的な二元的所得税」と称されるように、資本所得に対しては別建ての比例税率を適用する傾向にある（オーストリア、ベルギー、ギリシャ、イタリア、ポルトガル）。

法人課税の領域では、90年代以降盛んになった世界的な租税競争の下で、税率水準が著しく下げられてきたが、10年代にはEU諸国でそうした傾向は幾分鈍くなっている。EU加盟国の平均でみた法定法人税率（地方税と付加税を含む）は、95年から10年（23.2%）までに約12%ポイント低下するものの、18年はなお21.9%にとどまる。EU内には最近でもさらなる法人減税を実施する国がある反面、18年のラドビア（15%→20%）やポルトガル（29.5%→31.5%）のように法定税率を引き上げる例も目立つ。他方で、EU平均でみた法人税収の対GDP比10年の2.4%から16年の2.7%に上昇している点から、むしろ10年代はEU諸国が全体として従来の法人税政策の転換に舵を切り出したとみてよいかもしれない。こうした背景には、多くの国で2000年代後半の世界同時不況によって極度に悪化した財政収支を回復する必要に迫られたことに加え、この間、多国籍企業による国境を越えた大規模な課税逃れを防ぐために12年にOECDがスタートさせた、国際的なBEPS（Base Erosion and Profit Shifting；税源浸食と利益移転）プロジェクトの進展がある。

個人資本所得に対する法定税率 (2019年)

	利 子	配 当	株式キャピタル・ゲイン
オーストリア	27.5 ⁽¹⁾	27.5 ⁽²⁾	27.5 ⁽²⁾
ベルギー	30 ⁽³⁾	30 ⁽⁴⁾	非課税
デンマーク	0～42	27～42	27～42
フィンランド	30～34	30～34 ⁽⁵⁾	30～34
フランス	30 ⁽²⁾	30 ⁽²⁾⁽⁶⁾	30 ⁽⁷⁾
ドイツ	26.375 ⁽²⁾⁽⁸⁾	26.375 ⁽²⁾⁽⁸⁾	26.375 ⁽²⁾⁽⁸⁾
ギリシャ	15	10	15 ⁽⁹⁾
アイルランド	20～40 ⁽¹⁰⁾	20～40	33 ⁽¹¹⁾
イタリア	26 ⁽¹²⁾	26	26
ルクセンブルク	0～45.78 ⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾	0～45.78 ⁽¹⁴⁾	非課税 ⁽¹⁵⁾
ノルウェー	22	31.68 ⁽¹⁶⁾	31.68 ⁽¹⁶⁾
ポルトガル	28 ⁽²⁾	28 ⁽²⁾	28 ⁽¹⁷⁾
スペイン	19～23	19～23	19～23
スウェーデン	30	30	30
スイス	0～11.5 ⁽¹⁸⁾	0～11.5 ⁽¹⁸⁾	非課税
イギリス	0～45	7.5～32.8 ⁽¹⁹⁾	10～20

- (注) 1. 銀行預金利子は25%、私募債利子は総合課税。総合課税の選択も可。
 2. 総合課税の選択も可。
 3. 預金利子は980ユーロまで非課税で、その超過額に15%。
 4. 800ユーロまで非課税。
 5. 上場株式は受取配当の85%に課税。
 6. 総合課税を選択した場合、受取配当の6割のみ課税所得に算入。
 7. 総合課税を選択した場合、保有期間に応じた控除が適用可。
 8. 801ユーロの貯蓄者概算控除の適用可。
 9. 併せて売却収入に2%の取引税がかかる。
 10. 預金口座利子は35% (2020年は33%)。
 11. 1.270ユーロまで非課税。
 12. 一定の公債利子は12.5%。
 13. 銀行預金・国債等の利子は20%の源泉分離課税。
 14. 利子・配当の合計が1,500ユーロまで非課税。
 15. 保有期間6カ月以下の短期キャピタル・ゲインで、500ユーロを超える金額は総合課税。
 16. 株式所得のうち機会収益率に基づく部分は非課税 (RRA: rate of return allowance)。
 17. 小規模非上場企業の株式は50%のみ課税。
 18. 連邦税のみ。これに州・地方の所得税がプラスされる。
 19. 2,000ポンドまで非課税 (2018年4月以降)。

[出所] PriceWaterhouseCoopers, *Worldwide Tax Summaries* 等により作成。

オランダにおけるボックス税制の概要 (2019年)

①所得分類
Box1: 給与所得, 事業所得, 年金所得, 主たる住宅の帰属家賃など
Box2: 株主所得 (出資金額が資本金全体の5%以上を占める非上場企業の株主に発生する配当およびキャピタル・ゲイン)
Box3: 貯蓄・投資所得 (利子, 配当, 不動産所得など)
②課税方法
Box1: 9, 10.45, 38.1, 51.75%の4段階の累進税率で課税 ⁽¹⁾ 。
Box2: 25%の比例税率で課税。
Box3: 一定のみなし収益率 ⁽²⁾ に対して30%の比例税率で課税。
③損益通算
異なる Box 間での損益通算はできないが, 同一 Box 内での繰越し・繰戻しは可能。

- (注) 1. 最初と2番目のブラケットについてのみ27.65%の社会保険料が加算される。
 2. 純資産額の規模によって1.94%, 4.45%, 5.6%の3種類のみなし収益率が適用される (2017年～)。

[出所] PriceWaterhouseCoopers, *Worldwide Tax Summaries*

2. EU 税制調和の進展(1)－法人課税－ 1993年の市場統合の開始、99年のユーロの導入により、欧州では財・サービス、資本の自由な取引を阻む制度的障壁が大幅に撤廃された。そのため各国で課される税負担の僅かな差異も国境を越える経済活動に影響を与えやすくなったことから、域内の税制調和が、EU が検討すべき最重要課題の1つと位置付けられるようになった。しかし、間接税と異なり、法人税の分野では必ずしも調和は順調に進んでいない。それには、課税権の侵害に対する各国の抵抗が強いことに加え、国ごとの法人課税に関する考え方の違いや国家間での税収配分をめぐる問題も関わっている。

これまでの法人税調和の経緯を見ると、欧州委員会が設置したルディング委員会による92年の報告が現在でも重要な指針となっている。同報告は、加盟国間の法人税制の相違が国境を越える企業活動に歪みをもたらしていることを実証し、それを除去するにはEU レベルでの対応が不可欠であると勧告した。

しかし、同勧告は欧州委員会によって採択されず、93年に発効したマーストリヒト条約に盛り込まれた「補完性原則」により税制調和はその後退を余儀なくされ、結果的にその後の租税競争の激化をもたらすこととなった。

90年代後半になると、このような「有害な租税競争」に対抗すべく97年のECOFIN において「EU における有害な税競争取り組みのためのパッケージ」が発表され、その一部として、有害な税制導入を禁ずるなど法人課税に関する行動規範が策定された。その後、01年に欧州委員会が新たな法人課税プランを発表して以降、税制調和に向けた動きが具体化する。委員会は、05年に域内の多国籍企業に対して「共通の課税ベース」を適用する旨の政策方針を確認した。この方針は、CCCTB (Common Consolidated Corporate Tax Base) の導入に向けた Communication として07年に同委員会で採択された後、11年に正式に提案された。CCCTB の下では域内の多国籍企業は単一のルールに従って連結課税所得を算定でき、それが一定の配分基準 (apportionment formula) に従って関連国間でシェアされる。だが、同提案はなお最終合意に達しなかったことから、16年に委員会は、①課税ベースの共通化と連結化 (consolidation) を切り離して段階的に実現する、②一定の大規模多国籍企業にのみ適用を義務化する (当初案は全ての多国籍企業に選択制を認めた) などの変更を加え、税務執行面に配慮しつつも大企業の BEPS 防止を優先する新たな提案を行っている。

欧州主要国における法人税率の動向

	法定税率(1)	2010年からの変化	実効税率(2)	2010年からの変化
オーストリア	25.0	0.0	23.1	+0.4
ベルギー	29.6	-4.4	29.3	+4.0
デンマーク	22.0	-5.0	20.0	-2.6
フィンランド	20.0	-6.0	19.5	-4.3
フランス	34.4	0.0	33.4	+0.6
ドイツ	30.2	0.0	28.8	+0.8
ギリシャ	29.0	+5.0	27.6	+6.6
アイルランド	12.5	0.0	14.1	-0.3
イタリア	27.8	-3.6	23.5	-4.0
ルクセンブルク	26.0	-2.6	23.7	-1.3
オランダ	25.0	-0.5	22.5	+0.3
ポルトガル	31.5	+2.5	20.0	-6.6
スペイン	25.0	-5.0	30.1	-2.7
スウェーデン	22.0	4.3	19.4	-3.8
イギリス	19.0	-9.0	20.5	-7.9

(注) 1. 2018年における法定最高税率で、付加税および地方税を含む。

2. 2017年における法人課税および個人課税を考慮した平均実効税率。

〔出所〕 European Commission, *Taxation Trends in the European Union*, 2018.

欧州における法人税調和に向けての主な指令・勧告等

発表年	名称	概 要	結果
1963年	Neumark 報告	法人税改革についての初めての意見書。この報告は租税負担率、財政構造、租税構造の調整など広く検討している。その中で簡単ではあるが、共通法人税制について触れている。法人税を西ドイツの配当課税方式の法人税制をモデルとして統一することとし、その際には留保約50%、配当15-25%の税率による二重税率制度を共通法人税制とすることを提案。	国際的にあまり注意を引かず議論されることもなかった。
1970年	Van・Dern・Tempel 報告	国際的二重課税の救済措置が的確に規定されていれば、居住者による国内、国外いずれの投資に対しても立地中立性は維持されたとした分離方式を提案。	提案の分離方式による税制調和は採用されなかった。
1975年	EC 共通税制指令案	①法人税率：配当・留保に関わらず一本の税率とし、通常の税率は45-65%にすることを提案。 ②インビューテーション方式：株主が居住者であり、かつ税額控除額をグロスアップした受取配当額が課税所得として算入され課税されているときは、法人税額をグロスアップした配当額に対して通常の税率をかけて算出した法人税額の45-55%の税額控除が認められる。	各国税制の基本的部分に抵触する内容であったため、指令案完成後もほとんど審議されず90年4月10日に撤回された。
1992年	Ruding 報告	企業税制の調整に向けて勧告を行ったもの。 ①企業の生産活動の立地決定にとって租税は重要な要因であり、加盟国間の法人税の差異によって生じる重要な歪みが存在していることを「資本コスト」という概念を用いて分析。各国の資本コストを計算することで、法人税率と課税標準の共通化の影響を分析。 ②EC 内部で自由で公正な競争が行われるためには、最低限のルール（税率の調整等）作りが必要であることを提案。 ③二重課税を除去するための手段の実施時期を3段階に分類。	採択されなかった。
1997年	行動規範	「有害な税の競争に対する包括的取り組み（税制パッケージ）」を発表。税制パッケージは3つのテーマからなり、そのうちの1つが「法人課税に関する行動規範」となっている（他の2つは、グループ企業間の利子・ロイヤルティ支払いに対する課税、域内非居住者に支払われる利子課税、に関するもの）。この「行動規範」は、非居住者のみを対象とする優遇税制等、有害な税制の基準を示し、この基準に照らして「有害」と認められる現行税制を2003年1月までに廃止すること、また今後新たに「有害」な税制を導入しないことを規定。99年11月のEU報告書では66の税制措置が「有害」と判定された。	長期に及ぶ審議過程で修正が加えられ、2000年6月のフェイラサミットでの合意を経て、03年6月の欧州理事会で「税制パッケージ」に関する指令は採択された。
2011年	CCCTB 指令案	EU 域内で活動する法人企業の課税ベースを計算するための共通のルールを策定しようとするもの。01年に法人課税ベースの共通化方針が示されて以後、EU 連結損益ベースの検討が進められ、11年3月にCCCTB（共通連結法人課税ベース）指令が提案された。	11年5月までにイギリスなど8ヶ国が反対を表明。反対国数が同指令撤回に必要な1/3に達せず、継続審議。
2016年	新 CCCTB 指令案	旧案を基本にするも、16年10月に①課税ベースの共通化と連結化を分離した2段階での導入、②一定の売上を超えるグループ企業への義務化、③R&D投資の優遇、④負債偏重を解消するためのACE（自己資本控除）の導入、を柱とする新たな指令案（CCTB 指令案およびCCCTB 指令案）が提案された。	18年3月欧州議会が修正を加えた2つの指令案を承認。委員会等での審議を経て、欧州理事会での決議に付される予定。

〔出所〕 藤井恵「EUにおける法人税調和の動向」、*SRIC Report* Vol.6, No.3, 2001, p.32を加筆修正。

3. EU 税制調和の進展(2)ーデジタル課税・金融取引税ー 近年 BEPS プロジェクトを推進する OECD および G20 (20カ国・地域) が、現代のデジタル経済の発展に対応する新たな法人課税ルールの策定に乗り出すなかで、EU でも既に同様の検討が開始されている。従来の国際課税原則では、多国籍企業の工場や支店などの物理的拠点 (恒久的施設; PE) を基準に各国の所得税額が算定される。このことは、物理的拠点なしに世界中の利用者へのデジタルサービス提供により巨額の収益をあげる大企業に対して、各国で創造される価値に基づいた課税を困難にするとともに、これらデジタル企業に低税率国やタックス・ヘイブンへの利益移転を通じた大規模な租税回避を許す機会を与えることになった。こうした懸念を受けて、2018年3月に欧州委員会は、デジタル経済のもと「価値が創造される場所」と「税が支払われる場所」の不一致を解消する試みとして2種類の指令案を発表した。第1は、共通法人課税ベースである CCCTB との統合を図りながら、当該事業がデジタル・チャネルを通じて利用者と相当な接触機会 (デジタル・プレゼンス) を有した国で利益が計上され、課税されるように国際課税ルールを変更すべきというものである。第2は、デジタルサービスの利用者が価値創造に重要な役割を果たしているビジネスから得られた売上への暫定課税 (interim tax) である。同売上税は、一定の大規模企業のみに適用したとき、3%の税率で年間50億ユーロの税収が見込めると試算されている。

一方、BEPS への対応とはやや異なる文脈から EU では、近年、金融機関への課税問題が提起され、その導入への動きが進んでいる。その背後には、特に2000年代後半の世界的不況に際して、そのきっかけとなった重大な一因が金融セクターにあったにも関わらず公正な負担を負うことなく、結局は財政赤字の拡大という形で EU 市民にそのつげが払わされることになったという見方がある。また、ほとんどの金融サービスには付加価値税が非課税である点もその根拠にあげられる。そこで11年9月に欧州委員会は、①域内単一市場の分断回避、②金融機関の公正な負担確保、③過度な金融取引の抑制等を目的に、EU 共通税制としての金融取引税の導入を提案する。欧州理事会で合意に至らなかったことを受け13年2月には、同委員会より、導入に積極的な11カ国による「強化された協力 (enhanced corporation)」の下で、取引税に関する新たな指令案が示され、当面、一部の加盟国内での実施が目指されている。

デジタル課税指令案の概要

	重要なデジタルプレゼンスの PE (恒久的施設) 認定に係る指令案	デジタルサービス売上税
課税対象者	以下のいずれかを満たす、デジタルサービスを提供する企業 ⁽¹⁾ ①収益が700万ユーロ超 ②ユーザーが10万人超 ③サービス提供のための事業契約数が3,000超	以下の両方を満たす企業 ①連結売上高総額が7.5億ユーロ超 ②EU 域内でのデジタルサービスによる連結売上高総額が5,000万ユーロ超
課税対象利益	重要なデジタルプレゼンスが、同様の活動を行う独立企業だった場合に稼得したであろう利益を、利益分割法に基づき算出	以下のサービス提供による売上のうち、当該 EU 加盟国に配分される部分 ⁽²⁾ ①オンライン広告 ②交流サイト・オンラインマーケットプレイスの提供 ③ユーザーデータの有償移転
課税方法	上記の利益を、PE 認定される EU 加盟国の法人税の枠組みで課税	上記の売上に税率 3 % を適用

(注) 1. ただし、企業の所在国が当該 EU 加盟国と二重課税回避のための租税条約を締結している場合、原則として適用されない。

2. ①はオンライン広告の表示回数、②はアカウント数／オンラインマーケットプレイスで成立した取引数、③はデータの生成源であるユーザー数に応じて、当該 EU 加盟国に配分される。

〔出所〕 柿沼英理子・金本悠希 (2018) 「EU のデジタル課税案と日本企業への影響—理事会指令案の要点解説と今後の展望」大和総研、を加筆修正。

金融取引税指令案の概要

参加国	ベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシア、スペイン、フランス、イタリア、オーストリア、ポルトガル、スロベニア、スロバキア
対象取引	取引当事者のいずれかが上記参加国内にある金融商品、または上記参加国内で発行された金融商品の売買等（レボ、証券貸借取引等も含む）
対象金融商品	譲渡可能証券（株式・債券等）、マネーマーケット商品、ファンドの持分、各種デリバティブ（オプション、先物、スワップ等）、証券化商品
納税義務者（金融機関）	預金取扱金融機関、投資会社、保険会社、再保険会社、取引所、ファンドおよびファンドマネージャー、証券化 SPV、その他年間売上高の50%超を金融取引が占める会社・個人等
税率	・デリバティブ取引：想定元本の0.01% ・デリバティブ以外の金融商品の取引：取引額の0.1%

〔出所〕 三谷明彦 (2013) 「欧州における金融取引税の導入」みずほ総合研究所

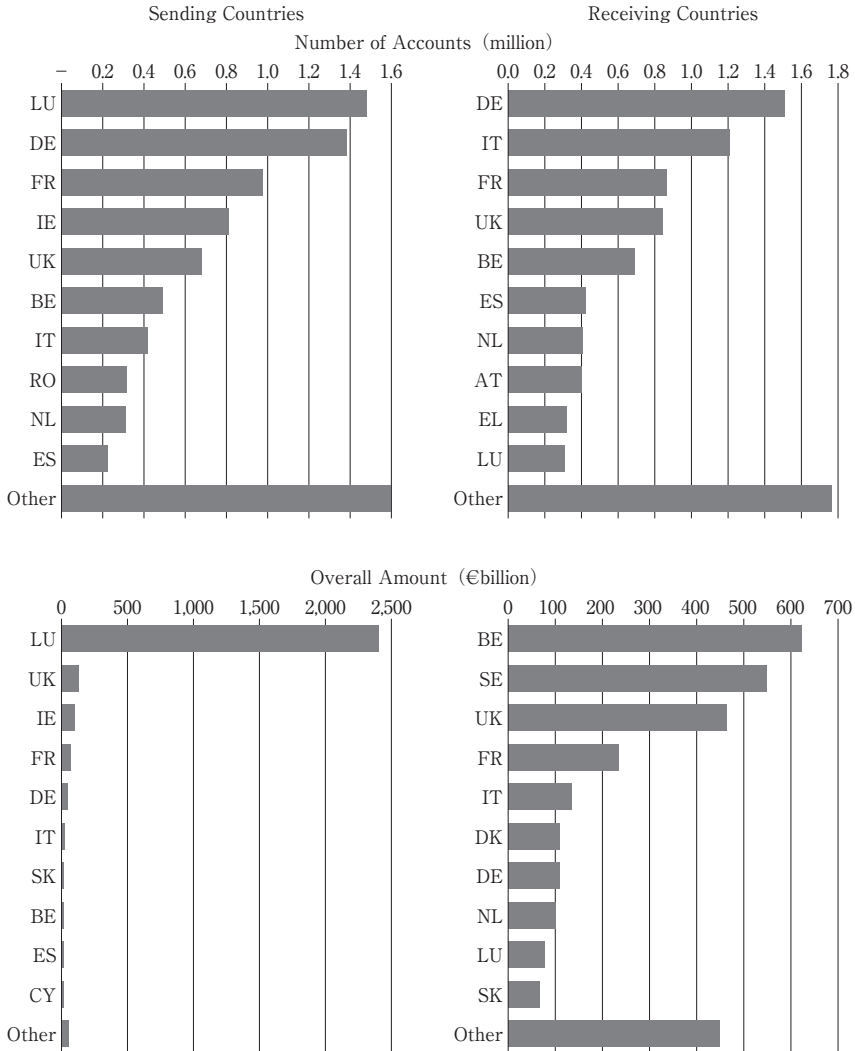
4. EU 税制調和の進展(3)ー利子課税ー 国境を越える利子支払いに対する税制の統合は、各加盟国における源泉徴収制度の有無や銀行情報秘匿制度の存在など各国固有の利害対立から、最も調整の困難な課題の1つであった。

EU が誕生してからの最初の利子課税に関する指令案が1998年5月に欧州委員会によって提案された「共存モデル」である。この指令案によると、EU 加盟国は、域内の他国に居住する個人に支払われる利子について、①最低20%の源泉徴収税を課すか、②利子受領者の本国の税務当局に対して、利子支払いに関する情報提供を行う（paying agent と呼ばれる金融機関等がその義務を負う）か、いずれかを選択できることとされた。このような選択制を採用することで、当初は加盟国間のみならず EU 域外の諸国との制度の相違をも考慮した効果的な利子課税の実現が期待された。結局、この指令案は、イギリスやルクセンブルクなどの強硬な反対により合意に至らなかった。しかし、その後修正が加えられこれら各国との妥協が成立した結果、利子課税に関する指令案は、2000年のフェイラ・サミット決議による「税制パッケージ」の一部として改編された。すなわち、域内非居住者利子課税については、加盟各国の立場を配慮した経過措置を併用しながら、最終的には情報交換のみによる居住地課税を実現することが目標とされたのである。

その後03年1月の ECOFIN 合意を経て、同年6月の欧州理事会で漸く貯蓄課税に関する指令（Savings Tax Directive : STD）が採択された。同指令に従って、域内12カ国は、05年7月から加盟国間での非居住者の預金口座に関する情報交換に基づき、投資家の国外源泉利子に対する居住地課税がスタートした。

EC 指令としての STD は、これまでその適用対象が拡大されるなどの修正が加えられてきたが、14年12月に Directive 2014/107/EU が採択されたことで、16年1月に正式に廃止された。代わって、同指令に基づき、OECD が14年7月に発表した Standard モデル（the Standard for Automatic Exchange of Information in Tax Matters）が採用され、EU 域内の取引に適用されることになった。従来の制度との最大の違いは、同モデルが利子所得だけでなく、配当所得や金融商品の売却額・償還額等についても、域内金融機関に1年単位での報告義務を課している点にある。なお、加盟国ではオーストリアのみ導入が遅れ、17年1月から情報収集を開始することになった。

金融取引情報(口座数と総取引額)の送付国(Sending Countries)と受領国(Receiving Countries)



(注) 1. 上記データは17年9月中頃から18年3月にかけての約半年間を対象としている。

2. オーストリアのみ18年から完全な運用を開始した。

3. EU加盟国全体では、口座数で合計87億、総取引額(gross proceeds)で合計3兆4,660億ユーロに関する情報が交換された。

このうち、配当が212億ユーロ、利子が190億ユーロ、他の支払いが618億ユーロであったと報告されている。

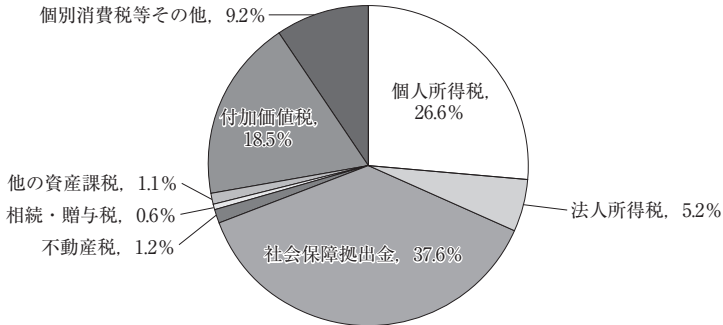
[出所] European Commission (2018) *Report from the Commission to the European Parliament and the Council on overview and assessment of the statistics and information on the automatic exchanges in the field of direct taxation.*

5. ドイツの最近の証券税制改革 2005年にキリスト教民主／社会同盟 (CDU/CSU) と社会民主党 (SPD) との大連立により誕生したメルケル政権は、付加価値税と所得税の引上げ等により、翌年マーストリヒト基準の財政均衡 (一般政府財政赤字の対 GDP 比が3%以内) を達成すると、07年には、企業立地上の国際競争力を強化する目的から「2008年法人税改革法」を成立させた。これは、08年からの連邦法人所得税率の大幅な引下げ (25%→15%、連帯付加税を含めて15.825%) と課税ベースの拡大を基本とするもので、後者については、営業税の損金算入否認、移転価格税制の拡充、支払利子の損金算入制限などが実施された。さらに、改革の一環として、09年1月より利子、配当、株式キャピタル・ゲイン等の金融所得に対して一律25%の源泉分離課税が導入された。導入の狙いは納税手続きの簡素化により海外への資金逃避を防ぐことにあるとされるが、特に株式譲渡所得に対してこれまで原則非課税としてきた、ドイツの伝統的な「制限的所得概念 (周期的・反復的所得にのみ課税すべきとする考え方)」から転換したという意味で注目される。

09年に発足した第2期メルケル政権は、SPD との連立を解消し、金融危機後のドイツ経済の再生を優先課題として、09年12月に翌年1月から実施される税制改正を規定する「成長促進法」を成立させた。同法は、経済成長を阻害する要因を除去する観点から、国内法人課税の分野では、損失繰越控除制限および支払利子損金算入制限の緩和、少額資産に対する即時償却適用範囲の拡大などを盛り込むことにより、法人税負担の軽減を図った。

13年に SPD との大連立が復活した第3期メルケル政権では、財政健全化目標が掲げられ、堅調なドイツ経済を背景に、15年度連邦予算において約半世紀ぶりの財政均衡を達成して以降、18年に4期目を迎えた同政権下で成立した19年度予算まで連続して均衡が維持されている。この間、連邦法人税率は据え置かれたものの、国際課税の領域では、OECD の BEPS プロジェクトの行動計画13 (移転価格文書および国別報告書の実施に関する指針) に対応して、17年に一定の要件を満たすドイツ所在の多国籍企業を対象に、移転価格文書化要件の3層構造アプローチ (国別報告書、ローカルファイル、マスターファイル) を導入することで、複数国にわたる企業グループ内での利益配分状況等を明確にするための制度的枠組みが整えられた。

連邦・州・地方税収（1兆1,827億ユーロ）の税目別構成（2016年）



〔出所〕 OECD, Revenue Statistics 2018

証券税制に関する最近の動向

	主な改正点	所得税の累進税率構造
1989年	利子源泉徴収制度の導入（1月）とその廃止（7月）	22～56%
1990年	（法人税）留保分：56%→50% 貯蓄者控除：DM300→DM600	（1990） 19～53%
1991年	取引所取引税の廃止	
1993年	利子源泉徴収制度の再導入（30%） 貯蓄者控除：DM600→DM6000	
1994年	（法人税）留保分：50%→45%，配当分：36%→30%	
1995年	連帯付加税の創設（税額の7.5%）	（1996） 25.9～53%
1997年	財産税の徴収停止（事実上の廃止）	
1998年	連帯付加税率：7.5%→5.5% 営業資本税の廃止	
1999年	（法人税）留保分：45%→40% キャピタル・ゲイン課税の改正 証券保有期間：6ヶ月以内→1年以内 大口取引の定義：資本保有比率25%超→10%以上	（1999） 23.9～53%
2000年	貯蓄者控除：DM6000→DM3000	（2000） 22.9～51%
2001年	（法人税）基本税率を25%に引き下げ インビュテーション方式の廃止・配当半額課税方式の導入	（2001） 19.9～48.5%
2002年	キャピタル・ゲイン課税の改正 大口取引の定義：資本保有比率10%以上→1%以上 投機的ゲイン等は半額課税 （法人税）法人間配当は全額益金不算入 株式キャピタル・ゲインは原則非課税	（2003） 17～47% （2004） 16～45% （2005） 15～42%
2007年	貯蓄者控除：750ユーロに引き下げ	（2007） 15～45%
2008年	（法人税）基本税率を15%に引き下げ	
2009年	利子・配当・株式譲渡益に対する25%の源泉分離課税の導入 貯蓄者控除：801ユーロに引き上げ	（2009） 14～45%
2011年	銀行税の創設（債務額などに0.02～0.04%の累進課税）	

6. ドイツの金融所得課税 これまでドイツでは国内の個人が受け取る利子・配当については、それぞれ一定の源泉徴収が課された後に他の所得と合算して総合課税される一方で、保有期間1年超の株式キャピタル・ゲインは原則非課税であった。その際、配当については法人税との二重課税を考慮してその半額が課税所得に算入された。こうした金融所得の種類に応じて異なる課税方式を採用する従来の制度は廃止され、2009年より利子、配当、株式キャピタル・ゲインはすべて25%（連帯付加税を合わせて26.375%）の源泉分離課税が適用されることになった。ただし、他の所得を合算して総合課税を行った方が有利な場合は、申告によって総合課税の適用も選択できる。

金融所得に対して源泉分離課税の適用を受ける場合は、すべての金融所得について一人あたり801ユーロ（夫婦合算申告では1,602ユーロ）の概算経費控除（Steuerfreibetrag）が認められる。その際、株式のキャピタル・ロスは株式のキャピタル・ゲインからのみ相殺可能であり、それ以外の投資に伴う損失も金融所得からしか控除が認められない。

以上のような金融所得に対する源泉分離課税は、事業用資産としての有価証券を保有する場合や、会社の総株主資本の1%を超える株式を保有する個人には適用されない。こうしたケースでの配当とキャピタル・ゲインは一定の条件の下でその60%が課税所得に算入され、経費と損失の実額控除を行ったうえで総合課税の適用を受ける。また、国内居住法人が受け取る金融所得についても、従来の制度と同様に、配当と株式キャピタル・ゲインはその95%が益金不算入とされる一方で、受け取り利子に対しては通常の法人税率が適用される。

ドイツでは、賦課方式で運営される公的年金の給付水準引下げを補完する狙いから、02年に「リースター年金」と呼ばれる、任意加入の確定拠出型年金制度が導入された。この制度は、企業の被雇用者とその配偶者を対象としており、拠出時に政府からの助成金（加入者本人の基礎助成と子供の数に応じた助成）と拠出金の所得控除を受けられる。運用時のインカム・ゲインとキャピタル・ゲインは非課税、給付時に全額課税扱いとなるが、一定の契約年数を超えるなどの条件で給付額の半分が非課税となる措置もある。05年には、上記のような助成金制度はないものの、拠出の大部分の所得控除が可能となる、主に自営業者向けの「リユールップ年金」も運用が始まった。

金融所得課税制度の変更

	2008年まで	2009年より
利子	30% (連帯付加税を合わせて31.65%) の源泉徴収後に、総合課税	25% (連帯付加税を合わせて26.375%) の源泉分離課税と総合課税の選択
配当	25% (連帯付加税を合わせて26.375%) の源泉徴収後に総合課税	25% (連帯付加税を合わせて26.375%) の源泉分離課税と総合課税の選択
一二重課税調整	半額課税方式	なし
経費の扱い	51ユーロの概算控除と実額控除の選択 他に750ユーロの非課税枠あり	源泉分離課税を選択した場合は、概算の801ユーロの控除のみ。総合課税を選択した場合は、実額の控除あり
キャピタル・ゲイン	原則非課税 保有期間1年以下の譲渡（投機的取引）については、その50%が総合課税 この場合、512ユーロの非課税枠あり	株式の保有期間に関わらず、一律25% （連帯付加税を合わせて26.375%）の源泉分離課税か総合課税の選択
一譲渡損失の扱い	投機的取引に伴う損失は、投機的利益からのみ控除可能 この場合、損失の繰越は不可	株式譲渡損失は株式譲渡益からのみ控除可能 損失の繰越は無期限に可

〔出所〕 ドイツ連邦財務省資料

税制優遇確定拠出型年金プランの概要（2018年）

①リースター年金（Riester-Rente）	
・対象 ・基礎助成額の上限 ・子ども1人当たり助成額の上限 ・助成金上限額を受け取るために必要な年間拠出額の割合 ・所得控除可能な拠出額（本人拠出＋助成金）の上限 ・支給開始年齢	被雇用者とその配偶者 175ユーロ 185ユーロ（300ユーロ ⁽¹⁾ ） 4% ⁽²⁾ 2,100ユーロ 63歳
②リユルupp年金（Rürup-Rente）	
・対象 ・所得控除可能な拠出額の上限（公的年金と合せた金額） ・拠出額の所得控除割合 ・支給開始年齢	自営業者、フリーランス等 23,362ユーロ ⁽³⁾ 88% ⁽⁴⁾ 63歳

〔注〕1. 2008年1月1日以降に誕生した子どもが対象。

2. 前年度課税前所得に対する割合

3. 独身者の場合。夫婦はこの金額の2倍。

4. 2025年時点での100%まで引き上げられる予定。

〔出所〕 齋田温子「ドイツの確定拠出年金制度（リースター年金）の現状」『資本市場クォーターリ』2009年秋号、野村資本市場研究所、などを参考に作成。

7. ドイツの非居住者課税 ドイツの国内企業等に投資する海外の個人投資家が受け取った金融所得に対しては、それがドイツ所得税法に規定される国内源泉所得と認定された場合は、原則として25%（連帯付加税を合わせて26.375%）の源泉徴収が課せられる。源泉徴収の対象となる国内源泉所得には、ドイツ企業からの配当、一定の投資利益、優先株式（Genussrechte）からの所得などが含まれるが、利子の支払い（転換社債、利益分配社債からの利子を除く）、有価証券の譲渡益、先物取引からの利益などは課税対象とならない。また、外国投資家の居住国とドイツとの間で二重課税防止協定が締結されている場合は、当該租税条約に基づき源泉徴収税の一部または全部の還付が可能となる。このため最終的に適用される税率は、個別の租税条約を締結する国ごとに異なる。

海外の法人投資家についても個人とほぼ同様の扱いで、上記のとおり利子・譲渡益等を除いた配当などの国内源泉所得に対して25%（連帯付加税を合せて26.375%）の源泉徴収が課せられるのが原則であるが、当該法人の居住地国によっては、以下の3つの異なるルールが適用される可能性がある。

第1に、EU 親子会社指令（Parent/Subsidiary Directive）に従って、EU 域内に所在する適格親会社に配当が支払われたケースでは、源泉徴収税が免除される。この場合、適格親会社と認定されるためには、少なくとも配当を支払ったドイツ法人の株式資本の10%以上を1年間継続的に所有していることが要件となる。

第2に、EU 域外に所在する法人企業に配当が支払われたケースで、その際、当該法人の居住国とドイツとの間で二重課税防止協定が締結されていれば、個人の場合と同様に、当該租税条約に規定される適用税率に基づき源泉徴収税の一部または全部の還付が可能となる。

第3に、ドイツとの間で二重課税防止協定を締結していない国に所在する法人企業に配当が支払われたケースでも、源泉徴収税の減免を課税当局に申請することができる。その場合、源泉税の40%相当額が還付され、最終的な適用税率が実質的に15%（連帯付加税を合わせて15.825%）に軽減される場合がある。

なお、ドイツに限らずすべてのEU 加盟国においては、利子・ロイヤリティの支払いに関する共通ルールに関する指令により2004年1月からEU 域内の関係企業間の利子およびロイヤリティの支払いへの課税が廃止されている。

非居住者に対する源泉徴収の概要（2018年）

ドイツ源泉所得の受領者	配当 ⁽¹⁾	利子 ⁽²⁾	ロイヤルティ
・ EU 域内の法人で、一定の資本関係にある場合	0	0	0
・ 租税条約を締結していない国の法人および個人	25	25	15
・ 租税条約を締結している国の法人および個人 （以下、主要国のみ抜粋）			
オーストラリア	0/5/15	0/10	5
オーストリア	5/15	0	0
ベルギー	15	0/15	0
カナダ	5/15	0/10	0/10
デンマーク	5/15	0	0
フィンランド	5/15	0	0
中国	5/10/15	0/10	10
フランス	5/15	0	0
ギリシャ	25	10	0
インド	10	10	10
アイルランド	5/15	0	0
イタリア	15	0/10	0/5
日本 ⁽³⁾	0/5/15	0	0
オランダ	5/10/15	0	0
ニュージーランド	15	10	10
ポルトガル	15	10/15	10
ロシア	5/15	0	0
シンガポール	5/15	8	8
スペイン	5/15	0/15	0
スウェーデン	0/15	0	0
スイス	0/15	0	0
イギリス	5/10/15	0	0
米国	0/5/15	0	0

（注）1. ドイツ国内法人からの配当等を受けた外国法人は、上記のような租税条約で規定される減免規定に関わらず、さらに15%の法人税分の還付を課税当局に申請することができる。

2. 転換社債、利益分配社債から支払われるもの以外の利子については一般に非課税である。

3. 2017年より施行されている新たな日独租税条約により、一定の条件を満たした利子とロイヤルティは非課税となった。

〔出所〕 PriceWaterhouseCoopers, *Worldwide Tax Summaries*

8. フランスの証券税制 フランスの証券税制は、これまで総合課税が原則で、各種資本所得は他の所得と合算のうえ、これに累進所得税と社会保障負担が課せられる仕組みであったが、2018年1月に主な金融所得に対しては、一律30%（12.8%の所得税および17.2%の社会保障税）が適用される「フラット課税（PFU）」が導入された。PFUの対象外となるのは、既に事業所得として認識された所得の他、PEAなどの非課税口座・97年以前に販売された一定の生命保険商品・一定の非上場法人への投資などから生じた金融関連所得である。総所得が低い納税者には、総合課税の選択も可能となるが、その際、PFUの対象となりうるすべての所得を総合課税扱いとしなければならない。

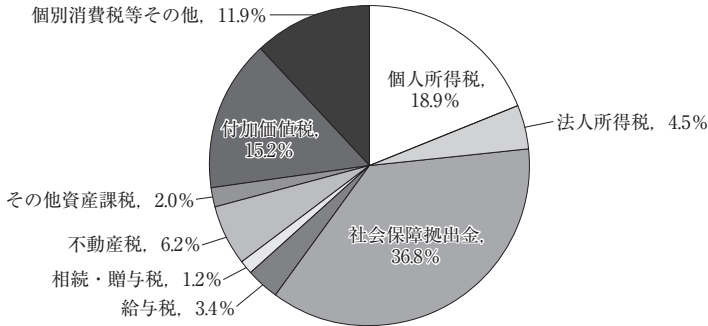
債券・預貯金等の利子は上記30%で源泉徴収課税の対象となる。配当所得についても同様の扱いであるが、総合課税を選択した場合には受取配当の60%が課税所得に算入される。国内の法人間配当については、原則として全額益金算入となるが、持ち株比率5%以上の関連会社からの配当の場合は、当該純受取配当の95%が非課税となる。

有価証券のキャピタル・ゲインについても、30%のPFUが適用され、同税は納税者が居住地を海外に移転させた場合も保有資産の含み益に課せられる（出国税）。キャピタル・ロスは同一種類のキャピタル・ゲインからのみ通算可能で、控除不足額は翌年以降10年間繰り越すことができる。

一方、法人企業が実現する株式キャピタル・ゲイン（ロス）については原則として課税上通常の所得（損失）として扱われるが、持ち株比率5%以上の関連会社株式を2年超保有するなど一定の条件を充たした場合は、当該ゲインの88%が非課税となる。一定のフランス上場株式の取得にあたっては、12年8月から、金融機関を対象に金融取引税が課せられている（税率は17年以降0.3%）。

フランスでは、証券投資優遇制度として92年から「個人持株プラン（PEA）」が実施されている。PEAでは個人が適格投資対象に投資した場合、累計15万（夫婦で30万）ユーロまでの払込額から生じるキャピタル・ゲインおよびPEA内で再投資される配当等については、所得税が非課税（社会保障諸税のみ課税）となる。14年には、中小企業（PME）の資金調達支援を狙いとして、適格中小企業株式およびそれを一定比率組み入れた投資信託を対象とする、従来型PEAと同様な税制優遇プランである「PEA-PME」が導入された。

国および地方の税收（1兆131億ユーロ）の税目別構成（2016年）



〔出所〕 OECD, Revenue Statistics 2018

フランス証券税制の概要（2018年）

	個人	法人	非居住者
利子課税	・源泉分離課税（30%） ⁽¹⁾⁽²⁾ と総合課税（17.2～62.2%） ⁽¹⁾ の選択	・総合課税（標準税率33.33%） ⁽⁴⁾	・原則非課税
配当課税	・源泉分離課税（30%） ⁽¹⁾⁽²⁾ と総合課税（17.2～62.2%） ⁽¹⁾ の選択	・総合課税	・原則30%の源泉分離課税（租税条約により非課税・軽減となる場合あり）
一二重課税調整措置	・総合課税を選択した場合のみ受取配当の40%控除の適用あり	・全額益金算入 ただし、議決権5%以上保有の子会社からの配当については、その95%が益金不算入	
キャピタル・ゲイン課税	・30%の申告分離課税 ⁽¹⁾⁽²⁾ と総合課税（17.2～62.2%） ⁽¹⁾ の選択	・総合課税	・原則非課税
一ロスの通算	・ゲインとのみ通算可 ・10年間の繰越し可	・通常所得と通算可 ・10年間の繰越し可	
一非課税措置等	・総合課税を選択した場合、保有期間1～4年で50%、4～8年で65%、8年超で85%分が非課税 ⁽³⁾ 。	・2年以上保有の子会社株式（議決権5%以上）のゲインは、その88%が益金不算入	

(注) 1. 合計17.2%の社会保障関連諸税を含む。

2. 一定の課税所得（独身者で25万ユーロ）を超える納税者には3～4%の付加税が適用されるので、金融所得への実質的な最高税率は34%。

3. 所得税にのみ適用され、社会保障関係諸税には適用されない。

4. 課税所得が50万ユーロまでは28%。2018年以降、税率が段階的に引き下げられ、2022年に標準税率は25%となる予定。

〔出所〕 PriceWaterhouseCoopers, Worldwide Tax Summaries等を参考に作成。

PEAにおける税制上の優遇措置

① PEAの適格投資対象
法人税が課されるフランス国籍法人、EEA内の株式、引受権、投資証券、組入れ資産の少なくとも60%がPEA適格証券からなる会社型投資信託株式、組入れ資産の少なくとも75%がPEA適格証券からなる契約型投資信託受益権、非上場株式（95年以降）等。
② 払込金額
合計15万ユーロまで（2014年から）
③ 配当・分配金等の扱い
PEA内で再投資される配当・収益分配金等は非課税
④ キャピタル・ゲインの扱い
5年超保有の株式にかかるキャピタル・ゲインは非課税。追加投入は可能。 8年超保有で、追加投入は認められない。

〔出所〕 神山哲也・飛岡尚作「フランスにおける株式貯蓄プランの現状」『資本市場クォーターリー』2015年春号、などを参考に作成。

9. スイスの証券税制 スイスの税制は、連邦 (Bund)・州 (Kantone)・地方 (Gemeinden) の3段階の課税システムによって構成されている。主要な証券税制としては、利子・配当に対する課税、有価証券の取引・発行にかかる印紙税、財産税などがあげられる。

利子・配当課税については、まず35%の源泉徴収税が予納税 (Verrechnungssteuer) として課された後、他の所得と合算して連邦・州・地方の3段階で総合課税される。従って、個人段階では利子・配当にかかる源泉税を総合課税により算出された所得税額から控除する必要が生じる。連邦の所得税は、最高11.5%の累進税率構造を採用している。州・地方の税率は異なるが、平均的には連邦税率の約2倍の高さである。非居住者は、自国との租税条約に基づき源泉税額の一部または全部の還付を請求できる。一般の法人企業に対しては、8.5%の連邦法人所得税が課せられるが、これに州と地方段階の法人税を合算すると、所在地域によって11.5~24.2%の最高税率 (2019年) となる。

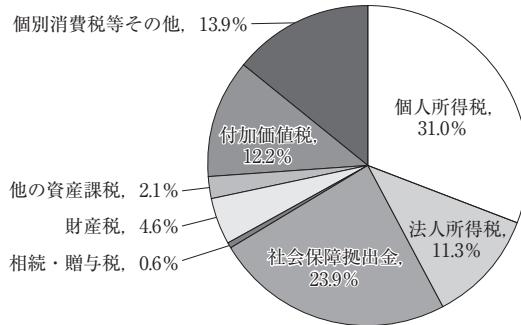
個人の有価証券など動産からのキャピタル・ゲインについては、事業用資産の場合を除いて原則非課税である (不動産のゲインは州税による分離課税)。一方、法人が得るキャピタル・ゲインは原則として州法人税の対象となる。

有価証券取引税 (印紙税) は、取引当事者のいずれかが国内証券ディーラー、スイス証券取引所への外国人参加者、国内銀行 (銀行法に従う)、ファンド・マネジャー等である場合に、当該証券ディーラーに支払い義務が生じる。税率は、国内証券には売買価格の0.15%、外国証券には同0.3%である。ただし、ユーロ債、他の外貨建て債券、ディーラー相互の証券取引については非課税である。

印紙税は国内企業による有価証券の発行に際しても課せられる。国内企業の発行株式にかかる税率は1%であるが、会社設立や有償増資の場合には、発行株式の最初の100万 CHF まで非課税となる。債券発行および偶発転換社債 (CoCo 債) の株式転換にかかる印紙税は12年に廃止された。また、合併、会社組織形態の変更、スピンオフ、企業所在地の外国からスイスへの移転等による株式取得については非課税である。

個人および法人にかかる財産税は全ての州政府において純資産を課税ベースとして課されている。純資産とは、有価証券・預金・不動産・事業用資産などの総資産から負債を控除した市場価額で、その税率構造は地域によって異なる。

連邦・州・地方税収（1,830億 CHF）の税目別構成（2016年）

〔出所〕 OECD, *Revenue Statistics 2018*

スイス証券税制の概要（2018年）

	個 人	法 人	非居住者
利子課税	・ 連邦税として35%の源泉徴収後、連邦・州・地方段階で総合課税 ⁽¹⁾ 。	・ 総合課税 ⁽²⁾	・ 原則非課税
配当課税 ――重課税調整措置	・ 連邦税として35%の源泉徴収後、連邦・州・地方段階で総合課税 ⁽¹⁾ 。 ・ なし	・ 総合課税 ⁽²⁾ ・ 全額益金算入 ただし、株式資本10%以上保有等関連企業からの適格配当については、資本参加免除 (participation relief) ⁽³⁾ の対象となる。	・ 原則35%の源泉分離課税（租税条約により非課税・軽減となる場合あり）
キャピタル・ゲイン課税	・ 原則非課税	・ 総合課税 ⁽²⁾ ・ 通常の譲渡損失は、当該年の課税所得から控除 ・ 純損失は7年間の繰越が可能 ただし、株式資本10%以上保有等関連企業持ち分の適格キャピタルゲインについては、資本参加免除 ⁽³⁾ の対象となる。	・ 原則非課税

（注）1. 連邦所得税の最高11.5%に加えて、例えば、チューリッヒ州で最高13%、ジュネーブ州で最高19%などの所得税が課せられる。

2. 連邦法人税率（税抜きベースで8.5%、税込みベースで7.83%）に加えて、州、地方の所得税が課せられる。

3. 純資本参加所得（適格配当と適格キャピタルゲインの合計から関連経費を控除した金額）が課税所得に占める割合に応じて、法人税額を控除できる。ほとんどのケースで、資本参加所得は全額非課税となるとみられる。

〔出所〕 PriceWaterhouseCoopers, *Worldwide Tax Summaries* 等を参考に作成。